社会福祉法人東神楽町社会福祉協議会

「指定通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業第１号通所事業」重要事項説明書

１．事業の目的と運営方針

介護保険法の趣旨にしたがい、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。

また、利用者に対し、通所の方法により各種サービスを提供することによって、当該老人の自主的生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るとともに、その家族の身体的・精神的な負担の軽減に努めます。

２．事業所の概要

（１）設置者　　社会福祉法人東神楽町社会福祉協議会
所在地　　上川郡東神楽町南１条西１丁目３番２号
電話番号　　0166－83－5424
代表者氏名　　会長　　長谷田　克裕
設立年月　　昭和 50 年 10 月 16 日

(2) 事業所の種類　　指定通所介護事業所
令和４年３月 10 日指定
介護予防・日常生活支援総合事業第１号通所事業
令和６年４月１日指定北海道第 0173100058 号
事業所の名称　　東神楽町デイサービスセンター
事業所の所在地　　上川郡東神楽町南２条東１丁目４番２号
電話番号　　0166－83－3630
管理者氏名　　森田　真司
開設年月　　平成４年１月 20 日
利用定員　　25 人

３．事業実施地域及び営業時間

（１）通常の事業の実施地域　東神楽町・東川町・旭川市

（２）営業日及び営業時間

営業日	月～土（日曜日、12 月 31 日から１月３日まで休み）
受付時間	月～土　午前８時 30 分～午後５時 30 分
サービス提供時間	月～土　午前９時 30 分～午後４時 30 分

４．職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

（主な職員の配置状況）※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤
１．生活相談員	１名以上	０名
２．看護職員	０名	１名以上
３．介護職員	３名以上	１名以上
４．機能訓練指導員	０名	１名以上

（主な職種の勤務体制）

職種	勤　務　体　制
１．介護職員	勤務時間：８時 15 分～17 時 45 分（早番・遅番あり） ☆原則として職員１名あたり利用者５名程度のお世話をします。
２．看護職員	勤務時間：８時 30 分～17 時 30 分 ☆原則として１名の看護職員が勤務します。 ※パート看護師は９時 00 分～16 時 30 分の勤務となります

５．当事業所が提供するサービスと利用料金（契約書第４条～第７条参照）

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

（１）利用料金が介護保険から給付される場合
（２）利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

（１）介護保険の給付の対象となるサービス

被保険者の合計所得金額によって介護保険利用者負担割合が 1～3 割になります。

	本人の合計所得 220 万円以上	同一世帯の第１号被保険者の年金収入 ＋その他の合計所得金額 単身 340 万円以上、または 2 人以上の世帯で 463 万円以上	3 割負担
		同一世帯の第１号被保険者の年金収入 ＋その他の合計所得金額 単身 280 万円以上 340 万円未満、または 2 人以上の世帯で 346 万円以上 463 万円未満	2 割負担

<table>
<tr><td rowspan="4">第 1 号被保険者</td><td colspan="2"></td><td>同一世帯の第 1 号被保険者の年金収入
＋その他の合計所得金額
単身 280 万円未満、2 人以上 346 万円未満</td><td>1 割負担</td></tr>
<tr><td rowspan="2">本人の合計所得
160 万円以上 220
万円未満</td><td>同一世帯の第 1 号被保険者の年金収入
＋その他の合計所得金額
単身 280 万円以上、2 人以上 346 万円以上</td><td>2 割負担</td></tr>
<tr><td>同一世帯の第 1 号被保険者の年金収入
＋その他の合計所得金額
単身 280 万円未満、2 人以上 346 万円未満</td><td>1 割負担</td></tr>
<tr><td colspan="2">本人の合計所得 160 万円未満</td><td>1 割負担</td></tr>
</table>

(サービスの概要)

①食事（但し、食材料費及び調理費は別途いただきます。）

・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）12 時 00 分～12 時 30 分

②入浴

・入浴又は清拭を行います。

③排泄

・ご契約者の排せつの介助を行います。

(サービス利用料金)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。(上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

①「要介護」と認定された方（１回あたり）

１．ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護１ 6,580 円	要介護２ 7,770 円	要介護３ 9,000 円	要介護４ 10,230 円	要介護５ 11,480 円
２．うち、介護保険から給付される金額	5,922 円	6,993 円	8,100 円	9,207 円	10,332 円

３．サービス利用に係る自己負担額（１－２）	658 円	777 円	900 円	1,023 円	1,148 円

(加算されるサービス料金)

☆ご契約者に提供する入浴サービスに係る費用を下記のとおりいただきます。

(1 回あたり)

	金額
１．サービス利用料金	400 円
２．うち、介護保険から給付される金額	360 円
３．自己負担額（１－２）	40 円

☆ご契約者に提供するサービス体制強化に係る費用を下記のとおりいただきます。

・加算の区分に応じて、いずれかを算定いたします。

・有資格者の配置によって、区分・料金が変動する場合がございます。

(1 回あたり)

1. サービス利用料金	60 円	180 円	220 円
2. うち、介護保険から給付される金額	54 円	162 円	198 円
3. 自己負担額	6 円	18 円	22 円

＜介護職員処遇改善関連料金＞

☆ご契約者に提供する介護職員処遇に係る費用で利用料金×12.0%（１月あたり）

☆送迎サービスを利用しない場合　　片道　47 円減算されます。(往復　94 円減額)

☆感染拡大や災害によってご利用者が一定数減った場合（前年度比 5%以上）基本報酬に 3%の上乗せとなります。

②「要支援」と認定された方（１月あたり）

	要支援 1 17,980 円	要支援 2 36,210 円
１．ご契約者の要介護度とサービス利用料金		
２．うち、介護保険から給付される金額	16,182 円	32,589 円
３．サービス利用に係る自己負担額（１－２）	1,798 円	3,621 円

(加算されるサービス料金)

☆ご契約者に提供するサービス体制強化（要支援１）に係る費用を下記のとおりいただきます。(1 月あたり)

・加算の区分に応じて、いずれかを算定いたします。

・有資格者の配置によって、区分・料金が変動する場合がございます。

１．サービス利用料金	240 円	720 円	880 円
２．うち、介護保険から給付される金額	216 円	648 円	792 円
３．自己負担額（１－２）	24 円	72 円	88 円

☆ご契約者に提供するサービス体制強化（要支援２）に係る費用を下記のとおりいただきます。(1 月あたり)

１．サービス利用料金	480 円	1,440 円	1,760 円
２．うち、介護保険から給付される金額	432 円	1,296 円	1,584 円
３．自己負担額（１－２）	48 円	144 円	176 円

＜介護職員処遇改善関連料金＞

◆ご契約者に提供する介護職員処遇に係る費用で利用料金×12.0%（１月あたり）

◆送迎サービスを利用しない場合　　片道　47 円減算されます。(往復　94 円減額)

☆ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。（下記（２）①参照）

（２）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

(サービスの概要と利用料金)

①食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

ご契約者に提供する食事の材料及び調理にかかる費用です。

料金：1 食あたり 500 円（昼食）

②レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

料金：実施の内容によって材料代等の実費をいただく場合があります。

③複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

１枚につき　　10 円

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

（3）利用料金のお支払い方法

前記（1）及び（2）①の料金・費用のお支払いは、原則として当事業所指定の金融機関において口座振替でお願いいたします。特別な場合においては納入通知書をお渡しいたしますのでサービス利用翌月末までにお支払いください。

指定金融機関：東神楽農業協同組合本支店・北央信用組合東神楽支店・郵便局

食事以外の料金・費用は、サービス利用料と併せてお支払いいただきます。

（4）利用の中止、変更、追加（契約書第 6 条参照）

〇利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。

〇利用予定日の前日までに申し出がなく､当日になって利用の中止の申し出をされた場合､取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	自己負担相当額（要介護者のみ）

〇サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

〇ご契約者が連続して３か月を超えて利用が無い場合、利用を停止とさせていただく場合があります。この場合に再び利用を希望される方は利用待機者扱いとなります。

6. 非常災害対策

非常災害、その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに常に関係機関との連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき年 2 回以上利用者及び職員などの訓練を行います。また、事業継続計画を策定し、有事に備えるとともに、継続的に計画を見直します。計画に沿って定期的に研修を行い、連携体制の向上に努めます。

7. 事故発生時・緊急時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村及び関係諸機関などへの

連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録します。必要に応じて速やかに損害賠償などの対応をいたします。

8.身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともにその状態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

9.虐待防止対策及び苦情処理

高齢者の尊厳を保持するため、虐待防止に向け職員が一丸となって取り組み、利用者の権利を擁護するとともに質の高いケアの提供に努めます。また、提供したサービスに係る利用者などからの苦情や虐待に迅速に対応するため「受付窓口」を設けるとともに、苦情及び虐待防止受付担当者を配置します。

定期的に研修を実施し、従業員の人権意識や知識の向上に努め、利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。各種マニュアルを整備し、従業者教育を行います。

○サービスに関する相談や苦情については次の窓口で対応します。

窓口担当者：管理者兼生活相談員　　森田　真司

受 付 時 間：毎週月～土曜日 8：30～17：30

ご利用方法：℡ 0166-83-3630　FAX 0166-83-5522

○公的機関においても苦情申出ができます。

窓　　口：東神楽町役場くらしの窓口課・健康ふくし課

受 付 時 間：8：30～17：00

ご利用方法：℡ 0166-83-2111　FAX 0166-83-4180

そ　の　他：国民健康保険団体連合会

℡ 011-231-5175　FAX 011-233-2178

10.感染防止対策・衛生管理等について

感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を設置します。

必要に応じて保健所等の助言を求め、適宜防止体制の見直しを行います。

また、事業継続計画を策定し、感染拡大時における体制整備を継続的に行います。

感染防止に係る研修を定期的に実施し、感染防止体制の向上を図ります。

11.守秘義務に関する対策

事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者及び代理人の秘密を洩らさないこと厳守します。また、退職後においても同様に遵守いたします。

12.サービス利用に当たっての留意事項

（1）ご来所の際

①利用者又は代理人は、体調の変化があった際には事業所までご一報ください。

（2）禁止行為（以下の行為につきましては、ご遠慮ください）

①金銭・飲食物の持ち込み、他者との交換・譲渡など。（水分や血糖調整に係る食べ物につきましては、別途ご相談の上で調整可能な場合がございます）

②従業者又は他の利用者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為を行うこと。

③従業者及び他の利用者に対する身体的・精神的暴力行為。

④その他決められた以外の物の持ち込み・他者とのやりとり。

指定通所介護事業及び介護予防･日常生活支援総合事業第１号通所介護事業の利用に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

東神楽町デイサービスセンター

説明者

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和　　年　　月　　日

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

契約者

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□　**署名代行（代筆）**

□　**代理人**

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

契約者との関係　（　　）